

児童手当を受給している世帯へお知らせです

対象児童1人につき2万円を1回限りで支給します！

■はじめに

Q.申請は必要ですか？ ➡ 原則 **申請は不要**です。

注)申請が必要な方は裏面「6」をご覧ください。

また、希望しない場合や支給口座を変更する場合のみ3月13日までに届出書を返送するか、裏面記載の窓口まで持参ください。

① 手当のご案内を送付します。

② 希望しない場合や支給口座を変更する場合のみ、
ご案内に同封の届出書を返送してください。

③ 決定通知書送付後、児童手当受給口座等へ振り込みます。

① 申請書をご提出ください。

② 決定通知書送付後、受給希望口座へ振り込みます。

上川町

子育て世帯

申請が必要な方
※裏面⑥に該当する方

①. 対象児童

次に記載する児童が対象になります。

(1) **令和7年9月分(※)**の児童手当の支給対象児童

(※令和7年9月に出生した児童については10月分)

(2) 令和7年10月1日から**令和8年3月31日まで**に出生した児童

②. 支給対象者

◎ 上記(1)の**児童手当受給者**

◎ 上記(2)の保護者のうち生計を維持する程度の高い者

③. 支給額

対象児童1人につき**2万円**(1回限り)です。

④. 支給時期

3月中旬頃から順次支給を開始します。

以降、入金の確認ができなかった場合は裏面記載の窓口までお問い合わせください。

注)裏面記載の⑥に該当する方については申請が必要なため、支給時期が異なります。

裏面もご覧ください

⑤. 支給方法

(1) 児童手当受給者

→ **令和7年10月支給時(※)の児童手当受給口座か、届出書により届け出た口座に振り込みます。**(※令和7年9月に出生した児童は12月支給時)

(2) 申請を行った保護者(「⑥申請が必要な方」の対象者)

→ **申請書で指定した口座に振り込みます。**

⑥. 申請が必要な方

次に記載する方は申請が原則必要です。同封の申請書を提出してください。

- ・令和7年10月1日から令和8年3月31日までに出生した児童の保護者
- ・所属庁から児童手当を受給している公務員(下記「公務員の方へ」を参照)
- ・10月1日以降に離婚(離婚調停中等も含む)により児童手当申請が必要になった保護者

⑦. こんなときはどうなるの?

■引越した場合はどうなりますか?

9月分(令和7年9月に出生した児童については10月分)の児童手当を支給した市町村(特別区含む)から、児童手当受給口座もしくは届出書により届け出た口座に振り込まれます。ご不明な点があれば、前述の引越前の市町村にお問い合わせください。

■DV被害により、子どもとともに避難していますが、どうなりますか?

避難先の市町村で児童手当の受給者変更の手続きを行っている場合は、今回の手当の支給を受けることができますので、なるべく早く避難先の市町村にご相談ください。住民票を動かす必要はなく、配偶者のいる市町村に連絡する必要もありません。

⑧. 公務員の方へ

◎公務員の方は、まずは所属庁に手続きについてご確認ください。

◎手当をスムーズに受け取るため公金受取口座の登録をおすすめします。

■子どもと別居している方へ

◎原則、**対象児童を監護している保護者の市区町村から手当が支給**されます。

例) 子どもが旭川市に住所を置いていて、両親が上川町に住所を置いている場合

→この場合は子どもを監護している保護者が上川町に住所を置いているため上川町から支給されます。(所属庁を経由して上川町の担当までご提出ください。)

申請先・お問い合わせ先

上川町認定こども園内

上川町保健福祉課介護福祉グループ子ども子育て係

電話: **01658-2-1030** (受付時間: 平日8:30~17:15)

お問い合わせ先(国)

こども家庭庁コールセンター

電話: **0120-252-0711**

(受付時間: 平日8:30~17:15)



「物価高対応子育て応援手当」に関する

“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。

ご自宅や職場などに上川町から問い合わせを行うことがありますが、ATM(現金自動預払機)の操作をお願いすることや、支給のための手数料などの**振り込みを求めることは絶対にありません**。もし、不審な電話がかかってきた場合には、すぐに上川町の窓口又は最寄りの警察署や警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。